## 商品概要説明書

## 相続財産継承専用定期貯金「絆」

(2023年11月1日現在)

	(2023年11月1日現在)
1. 商品名	○スーパー定期貯金(複利型)
(愛 称)	(愛称:絆)
2. 販売対象	○個人のみ
3. 取扱期間	2023年11月1日(水)~2025年1月31日(金)
4. 期 間	○定型方式…3年 自動継続扱(元利金継続)
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件	○一括預入 ○1円以上 ○1円単位 ○当JAまたは他金融機関での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金(不動産や有価証券
	等の換金代金及び生命保険金等の受取金を含む)の範囲内を対象とします。 ※他金融機関で相続手続きをされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただ きます。 【例】・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続き依頼書等の写し ・「戸籍謄本の写し」+「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」等
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日以後に、1万円以上 1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。
7. 利 息 (1) 適用金利	○年0.2%満期日まで適用します。 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。満期日以降は、継続時におけるスーパー定期3年ものの店頭表示金利が適用されます。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	<ul><li>○満期日以後に一括して支払います。</li><li>○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。</li><li>○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。</li><li>※2037年12月31日までの適用となります。</li></ul>
(5) 金利情報の 入手方法 8. 手数料	○金利は店頭に表示しています。
9. 付加できる 特約事項	
10. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満…約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満…約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満…約定利率×70% ⑥2年6か月以上4年未満…約定利率×90%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	〇保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済 用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」と いう3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護され ます。
12. 苦情処理措置お よび紛争解決措 置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店 または金融部(電話:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則 の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決 を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情 等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JA バンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考とな る事項	<ul><li>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li><li>○金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。</li></ul>